

2021年度
外国人受入総合支援事業

農業分野の特定技能制度

特定技能外国人の受入れマニュアル



令和3年12月
一般社団法人全国農業会議所

はじめに

このマニュアルは、農業者（農家、農業法人等）が、特定技能所属機関（以下、「所属機関」という。）として、どのようなスタンスや手順で特定技能外国人を受け入れていけばよいかをガイドするものです。

最初に、特定技能制度を理解するため、在留資格の概要、制度を活用するために外国人材側及び所属機関側が満たすべき基準、どのような相談窓口があるのかなどを解説します。

次に、外国人材のリクルート方法に始まり、受入れのルールと各機関の責務、外国人材の雇用や労務管理で注意すべきこと、外国人材とのコミュニケーションの大切さ、特定技能試験や各国の送出手続についての実務編を説明します。

さらに、皆様からの御相談を通じてよくある質問事項とその回答や、アンケートや現地調査で確認した受入れの先進的な事例を紹介します。

最後に、我が国の労働力事情と外国人労働者との関係、出入国在留管理制度と在留資格など、外国人材を海外から受け入れるのに必要な基本情報について参考に掲載しています。

なお、このマニュアルは、基本的な受入れパターンを示したものであり、受入れ方法やそのやり方はいろいろあるものですので、それぞれ工夫して実践してください。

このマニュアルが、外国人の受入れ関係者に有効に活用され、適切な受入れと有意義な制度の活用につながることを願っています。

CONTENTS

○ 特定技能外国人の受入の流れ（フローチャート）

1 特定技能制度

（１）特定技能制度と運用の基本方針	6
（２）特定技能外国人の在留資格	6
（３）特定技能外国人の受入に関する各種基準	7
（４）所属機関と登録支援機関	9
（５）特定技能に関する問い合わせ先・相談窓口	11

2 特定技能外国人受入に際し農業者が押さえるべきポイント

（１）どのように特定技能外国人をリクルートすればよいか	13
（２）第２号、第３号技能実習修了者から特定技能へ移行する場合	13
（３）外国人材の受入れ形態と期間	14
（４）外国人材はどんな作業に従事できるか	15
（５）所属機関として６か月以上の雇用経験が必要とは	15
（６）受け入れる前に準備しておくこと	16
（７）外国人材受入れまでのプロセスと諸手続き	16
（８）外国人材との雇用契約や労務管理	18
（９）特定技能外国人への支援計画	19
（１０）特定技能外国人の就労する場所	19
（１１）農業特定技能協議会への加入	19
（１２）諸申請や諸届出	20

3 特定技能外国人の雇用と労務管理の注意点

（１）直接雇用と派遣雇用	22
（２）従業員を雇い入れる時の注意点	22
（３）雇用後に作成が必要な書類	23
（４）賃金支払いの注意点	23
（５）賃金水準や必要な経費	24
（６）使用者としての労働時間の適正な把握と注意点	25
（７）雇用主や特定技能外国人の社会保険への加入義務について	25
（８）派遣先としての労務管理や安全衛生管理のポイント	26
（９）農作業の業務請負契約の注意点	27

(10) 特定技能外国人の転職や解雇	28
(11) 不法就労の防止	28
(12) 在留カードの見方	29

4 外国人材とのコミュニケーションや注意事項

(1) 職場でのコミュニケーション	30
(2) 重要な技術流失等への注意	30
(3) 生活支援情報の提供	30
(4) 外国人材を受け入れる際の基本的なスタンス	31

5 農業技能測定試験と各国の送出手続き

(1) 外国人材に求められる技能と日本語能力水準	32
(2) 農業技能測定試験の概要	32
(3) 農業技能測定試験の実施方法	33
(4) 各国の送出手続きやルール	34

6 よくある質問集

(1) 制度に関する相談	36
(2) 支援体制や支援計画に関する相談	37
(3) 雇用や労務管理及び転職に関する相談	38
(4) 農業技能測定試験に関する相談	39
(5) リクルート法やマッチングについての相談	40
(6) 受入れ後の書類報告など	41

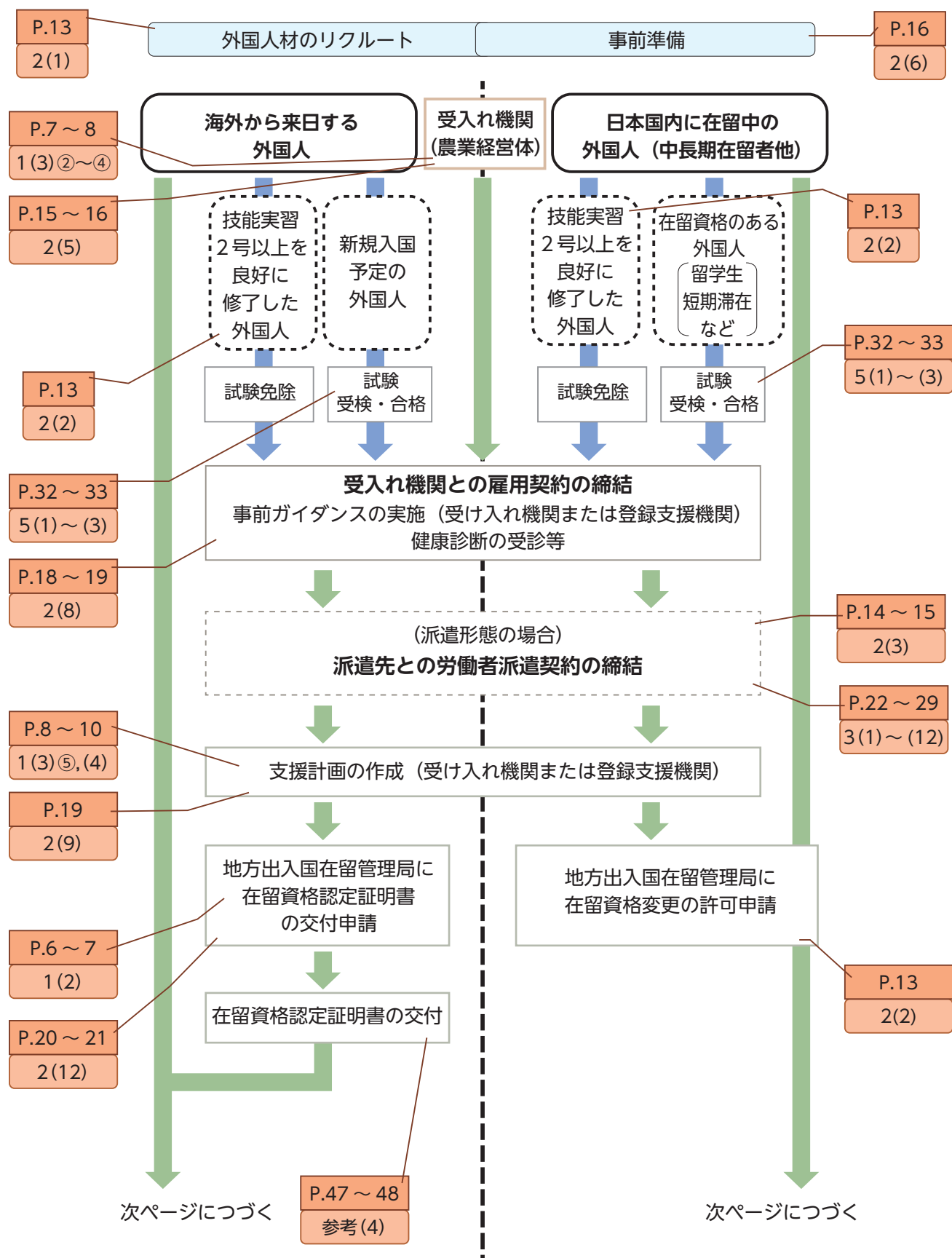
7 事例調査に見る先進的な受入れ事例の紹介

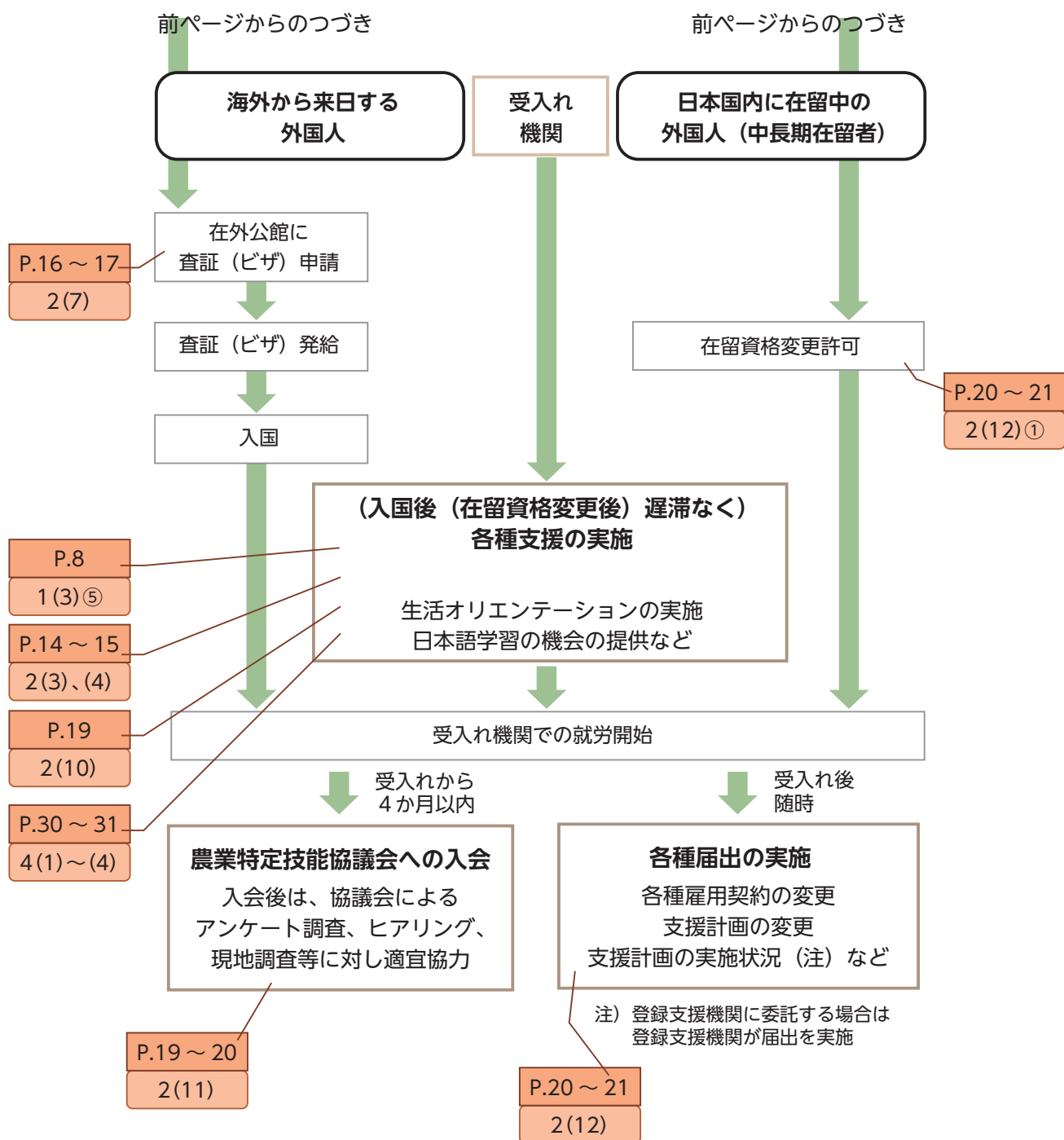
(1) 先進的な受入れ事例	42
(2) 先進的な受入れ機関の声（2020 年度、アンケート調査より）	42
(3) 特定技能外国人の声（2020 年度、現地調査より）	43

【参考資料】労働力事情と出入国在留管理制度

(1) 我が国の労働力の推移	44
(2) 農業労働力状況と外国人労働者	44
(3) 出入国在留管理制度	46
(4) 在留資格	47

農業分野の特定技能外国人材受入れの流れ【索引】





特定技能制度

(1) 特定技能制度と運用の基本方針

① 特定技能制度

生産性向上対策や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な14の産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みが、特定技能制度として2019年4月1日から始まりました。

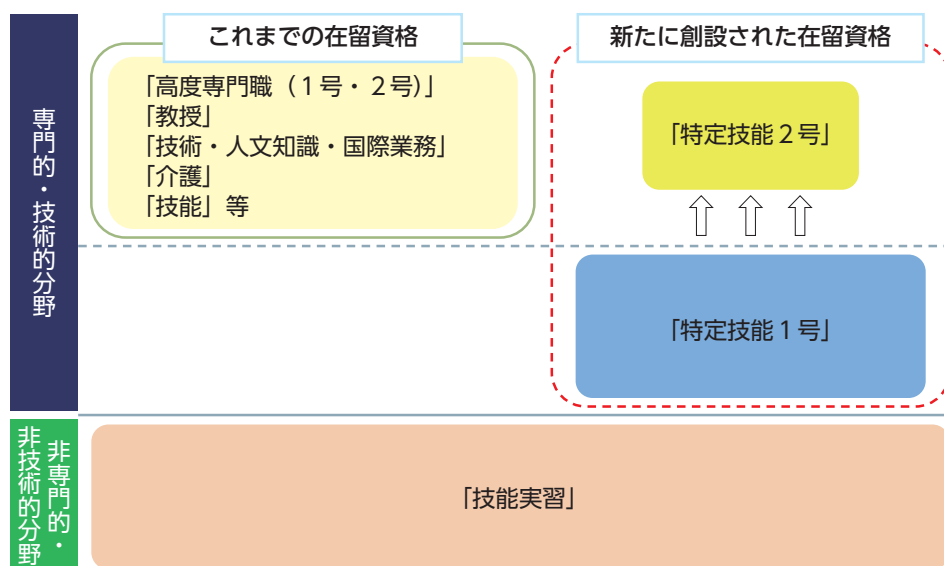
② 運用に関する基本方針

制度の運用に関する基本方針では、本制度の意義や、特定産業14分野・求められる人材・制度運用に関する基本的事項、在留資格に係る重要事項などが定められています。

(2) 特定技能外国人の在留資格

① 在留資格「特定技能」の創設

就労が認められる在留資格の技能水準



特定技能外国人を受け入れる在留資格には、「特定技能1号」と「特定技能2号」がありますが、農業は特定技能1号のみとなっています。特定技能1号は、相当程度の知識又は経験や技能を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格です。

特定技能1号の在留期間は、1年、6か月又は4カ月が付与されます。

② 特定技能 1 号のポイント

特定技能 1 号では、在留期間は通算 5 年までで、配偶者や子などの家族帯同は基本的に認められていません。また、1 号特定技能外国人は、所属機関又は登録支援機関による支援の対象となります。

農業分野の特定技能外国人の技能水準や日本語能力は試験等で確認しますが、技能実習 2 号を良好に修了した外国人は、試験等の合格による技能水準及び日本語能力の立証が免除されます（技能実習 3 号修了者も同様。）。

（３）特定技能外国人の受入れに関する各種基準

① 特定技能外国人に対する基準（法第 7 条第 1 項第 2 号、上陸基準省令）

特定技能外国人が満たすべき基準には、18 歳以上で健康であり、外国政府が発行する旅券を所持していること、名目を問わず保証金等を支払っていないこと、母国の機関への費用支払いについてその額や内訳を理解して支払っていること、日本の受入れ機関への費用や居住費の支払いについてその内容を理解して合意した額が適正であること、各分野特有の基準に適合していることがあります。

また、特定技能 1 号に必要な技能水準及び日本語能力を有していること、又は技能実習 2 号を良好に修了していること、そして特定技能 1 号での在留期間が通算して 5 年を超えていないことなどがあります。

② 所属機関に対する基準①（法第 2 条の 5 第 1 項、第 2 項、特定技能基準省令第 1 条）

特定技能雇用契約が満たすべき基準としては、分野省令で定める技能を必要とする業務に従事させること、所定労働時間や報酬額が通常従事する日本人と同等以上であること、外国人であることを理由に差別的な扱いをしていないこと、一時帰国を希望の場合は休暇を取得させること、帰国旅費を負担できない場合は受入れ機関が負担すること、労働者派遣の場合は派遣先や派遣期間が定められていること、受入れ機関が外国人の健康状況や生活状況を適切に把握していること、分野特有の基準に適合していることです。

③ 所属機関に対する基準②（法第 2 条の 5 第 3 項、第 4 項、特定技能基準省令第 2 条第 1 項）

所属機関自体が満たすべき基準として、労働保険や社会保険及び租税に関する法令順守、1 年以内に非自発的に労働者を離職させてないことや行方不明者を発生させていないこと、5 年以内に欠格事由に該当していないこと、特定技能外国人の活動記録等を 1 年以上備えておくこと、保証金の徴収や違約金契約を締結していないこと、支援に関する費用を外国人に負担させていないこと、労働者派遣の場合は派遣元が当該分野に係る業務を行うことが適当と認められること、労災保険関係の成立や履行体制が適切に整備されていること、分野特有の基準に適合することです。

④ 所属機関に対する基準③（法第 2 条の 5 第 3 項、特定技能基準省令第 2 条第 2 項）

所属機関が満たすべき支援体制は、過去 2 年間に中長期在留者の受入れと管理を適切に行い、

かつ、事業所ごとに支援責任者や支援担当者を選任（要件を満たせば兼任も可）していること、過去2年間に中長期在留者の相談対応した役職員の中から支援責任者及び支援担当者を選任していること、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できる体制を有していること、支援責任者や支援担当者が支援計画の中立的な実施や定期的な面談を行うことができること、支援状況に係る文書を1年以上備えおくこと、分野特有の基準に適合していることです。

⑤ 支援計画に関する基準（法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条）

支援計画が満たすべき基準としては、義務的支援事項として定められている10項目（事前ガイダンス、出入国する際の送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、ルールやマナーなどの生活オリエンテーション、公的手続等への同行、日本語学習の機会の提供、相談・苦情への対応、日本人との交流促進、転職支援（人員整理等の場合）、定期的な面談・行政機関等への通報）を支援計画に記載すること、登録支援機関に支援を全部委託する場合はその委託契約の内容等、支援責任者及び支援担当者の名前や役職、分野に特有の事項を記載しなければなりません。

支援計画は、日本語と外国人が十分理解できる言語で作成して外国人にその写しを交付すること、支援内容は外国人の適正な在留に資するものであり適切に実施できるものであること、入国前の情報提供は対面又はテレビ電話装置等により実施すること、情報提供や相談・苦情対応等は外国人が十分理解できる言語で実施されること、分野特有の基準に適合することが必要です。

支援計画の概要

支援計画の概要

※ 受入れ機関自らがこれらの支援を行う必要があるが、登録支援機関に委託することも可能。

①事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援
連帯保証人になる・社宅を提供する等
銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



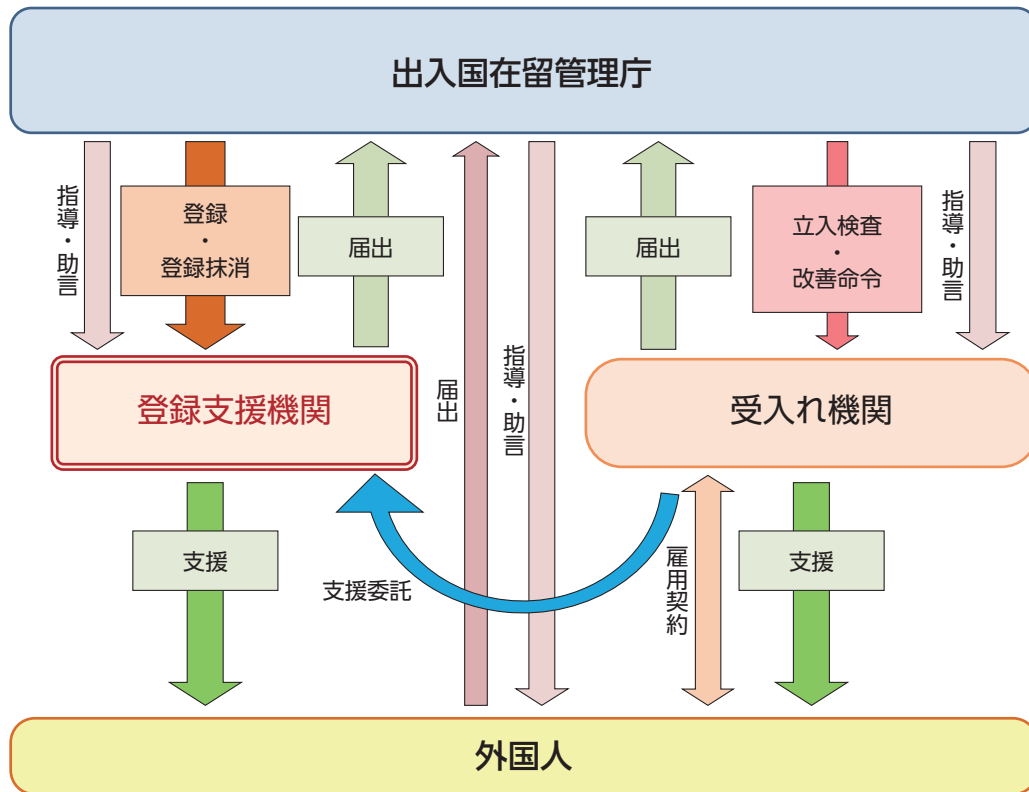
⑩定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



(4) 所属機関と登録支援機関

受入機関と登録支援機関



① 所属機関の基準や義務

特定技能外国人を受け入れるための所属機関の基準としては、特定技能外国人と結ぶ雇用契約が適切であること、所属機関自体が適切であること、特定技能外国人を支援する体制があること、特定技能外国人を支援する計画が適切であることなどが求められます。

所属機関の義務としては、報酬を適切に支払うなど特定技能外国人と結んだ雇用契約を確実に履行する、特定技能外国人への支援を適切に実施する、出入国在留管理庁への各種届出や報告を行うことが求められており、怠るとペナルティが発生する場合があります。

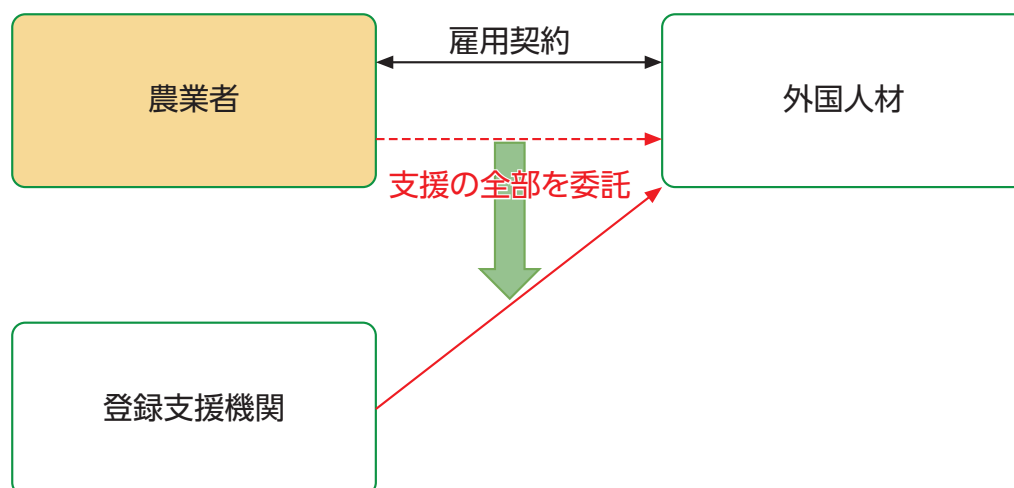
② 登録支援機関の基準や義務

登録支援機関については、登録を受けるための基準として、登録支援機関自体が適切、外国人を支援する体制があることなどです。

登録支援機関の義務としては、外国人への支援を適切に実施すること、出入国在留管理庁への各種届出や報告を行うことが求められ、怠ると登録取り消しなどの対象となります。

1号特定技能外国人に対しては、支援計画の作成とその履行が必要です。

支援計画の作成とその履行は、本来は所属機関に求められるものですが、支援計画の実施を登録支援機関に全部委託すれば、その所属機関は支援体制ありと認められます。



③ 登録支援機関とは

登録支援機関とは、特定技能外国人の受入れ機関から委託を受けて、1号特定技能外国人への支援計画を実施する者を言います。登録支援機関は、一定の登録要件を満たし、出入国在留管理庁から登録を認められた者となっており、登録は5年間有効となっています。令和3年11月26日現在で6,616の機関が登録されています。

登録支援機関の登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても、支援機関として登録が認められます。

具体的には、株式会社、有限会社、行政書士等の士業者、業界団体等の法人や個人が登録されており、農業分野では技能実習の監理団体となっている農協や、地域の農業団体等が登録されています。なお、登録支援機関は、支援計画の実施について、複数の受入れ機関との契約はできませんが、他の登録支援機関への再委託はできません。

技能実習の監理団体も登録支援機関になることができますが、以下に該当する支援活動には従事できません。

- (ア) 受入れ機関の配偶者、2親等内の親族など、社会生活において密接な関係を有する者が支援責任者となろうとする場合
- (イ) 過去5年間に受入れ機関の役員や職員であった者が支援責任者となろうとする場合

登録支援機関の一覧は以下のリンク先から確認できます。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html



(5) 特定技能に関する問い合わせ先・相談窓口

① 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等に関する相談先

出入国在留管理庁を始め、各地方の出入国在留管理局へ相談してください。

② 農業分野に関するお問い合わせ先

農林水産省及び各地方農政局へ相談してください。

③ 外国人を探したい場合の相談センター

全国のハローワークと、一元的に対応できる外国人在留支援センター（FRESC/ フレスク）にご相談ください。FRESC では、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取り組みを行っています。

④ 農業技能測定試験について

実施主体の全国農業会議所へお問い合わせください。

(1) 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等に関する御相談先

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南 5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町 5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412 (代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

★外国人在留総合インフォメーションセンター (月～金 8:30～17:15)
0570-013904 (IP、PHS、外国から: 03-5796-7112)

(2) 農業分野に関するお問合わせ先

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関 1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(3) 外国人材を探したい場合の御相談先

①外国人在留支援センター (FRESC フレスク) <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

外国人在留支援センター (FRESC / フレスク)
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号 四谷タワー 13F
ナビダイヤル: 0570-011000 (一部の IP 電話及び海外からは 03-5363-3013)

②全国のハローワーク

<厚生労働省 全国ハローワークの所在案内> <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※その他の御相談先として、農業分野での技能実習生の受入れ実績のある監理団体等が考えられます。

<外国人技能実習機構 監理団体の検索> https://www.otit.go.jp/search_kanri/

(4) 農業技能測定試験に関するお問合わせ先

<一般社団法人全国農業会議所>

東京都千代田区二番町 5-6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル 7 階

TEL 03-6910-1125 メール gaikokujinzai@nca.or.jp

2

特定技能外国人受入れに際し 農業者が押さえるべきポイント

(1) どのように特定技能外国人をリクルートすればよいか

例えば、①農業分野で技能実習生の受入れ実績がある農協や監理団体を通じた採用活動、②その帰国技能実習生のネットワークを通じた採用活動、③海外との人材ネットワークを有する業界団体を通じた採用活動、④海外に設立した法人等を通じた採用活動、⑤公的職業紹介機関や民間の職業紹介所を介しての採用活動、⑥外国の政府機関が関与するマッチングシステムを介した採用活動など考えられます。

特定技能外国人の皆様からすると、①技能実習生ルートと、②試験合格者ルートがあり、上記のネットワークを通じて求職活動を進めます。

(2) 第2号、第3号技能実習修了者から特定技能へ移行する場合

外国人の日本語能力や農業分野の技能水準は、基本的に試験で確認しますが、技能実習2号を良好に修了した者や、技能実習3号を修了している者は、農業技能測定試験・日本語能力試験の合格が不要となり、在留資格「特定技能」に係る各種申請手続を行うことができます。

具体的には、技能実習を2年10カ月以上修了し、かつ、①農業技能実習評価試験の専門級以上の合格証を取得できること、又は②技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の出勤状況や技能等の修得状況・生活態度等を記載した評価調書（不可の場合は理由書等）を提出することにより、特定技能外国人になろうとする者が技能実習2号以上を良好に修了したと認められる必要があります。

農業以外の職種で技能実習2号を良好に修了した者又は技能実習3号を修了した外国人が、農業の特定技能に従事するためには、農業技能測定試験に合格することが必要です。ただし、従前の技能実習の職種・作業を問わず、技能実習2号を良好に修了又は技能実習3号を修了していれば、日本語能力試験の合格は免除となります。

第2号や第3号の技能実習の修了予定者が特定技能1号に移行する場合には、技能実習生としての在留資格の満了日の2か月前になったら、最寄りの地方入国在留管理局に対し、在留資格変更許可申請をする必要があります。なお、技能実習2号から特定技能1号に在留資格を変更するときは、技能実習2号が技能実習3号に在留資格を変更するときとは異なり、一時帰国することは要件となっていない。

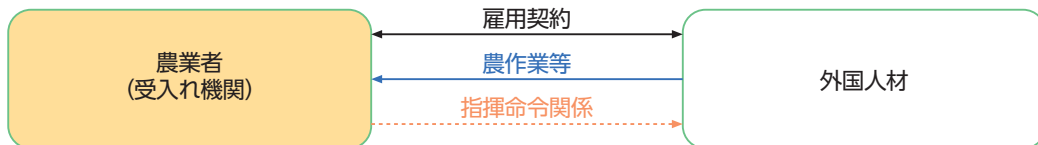
一方、技能実習は技能実習計画に基づき技能等を習熟するための活動であり、実習活動を修了していない者については、技能実習計画の途中で在留資格を変更することは認められていません。

(3) 外国人材の受入れ形態と期間

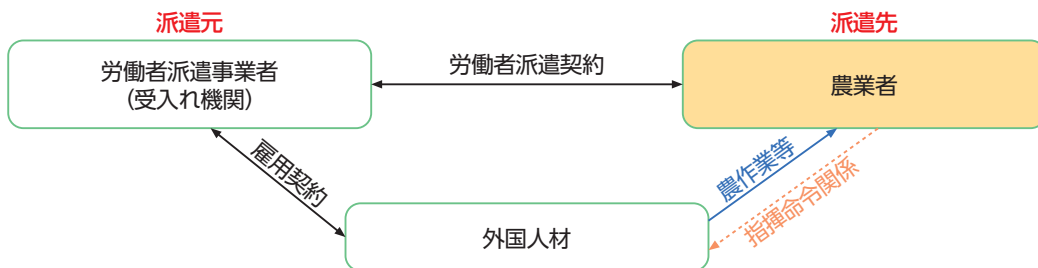
農業分野での受入れ方法については、①農業者が所属機関として外国人材を直接雇用する場合、②派遣事業者が所属機関となり外国人材を派遣してもらう場合の2つのパターンがあります。

特定技能外国人の受入れ形態

パターン1：直接雇用形態



パターン2：派遣形態



また、JA等が所属機関となり、特定技能外国人を雇用した上で、組合員等の農業者から農作業等を請け負い、特定技能外国人にその業務に従事してもらう働き方も可能です。

農作業等を請負で行う場合

